



## 3 阿恵官衙遺跡の概要

### 3-1 指定に至る経緯

#### (1) 調査の起因

遺跡が確認される以前は、九大農場の敷地内であるため過去に調査例がなく、遺物の散布地として埋蔵文化財包蔵地に設定されていたにすぎない。糟屋評(郡)衙がこの地に眠っていることはもとより、その所在地も不明な状況であった。

そのような認識のもと、九大農場の移転に先立ち、敷地内の埋蔵文化財事前調査が計画され、平成25年(2013)6月10日に国立大学法人九州大学より粕屋町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。また、九大農場内を通過する位置に主要地方道福岡東環状線建設工事が計画され、平成26年(2014)2月25日に福岡県福岡県土整備事務所より粕屋町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。

これらの申請を受けて、国庫及び県費の補助金を活用して、平成25年(2013)度から平成28年(2016)度にかけて埋蔵文化財確認調査を実施した。

#### (2) 重要遺構の発見

調査当初の平成25年(2013)度に評(郡)衙の政庁と正倉の一部を検出し、官衙遺跡であることを確認した。平成26年(2014)7月19日には調査成果を広く公開する現地説明会を実施し、約450名の参加を得た。遺跡の重要性から、平成27年(2015)度に阿恵遺跡調査指導委員会を設置し、現地調査を平成28年(2016)度まで実施した。

4年間の調査によって、政庁の変遷過程、正倉の増築、古代道路の存在などが明らかとなり、古代の原風景を今に残したまま官衙の全体像を把握できるという極めて良好な保存状態で残されていたことは、阿恵官衙遺跡の歴史的価値を高め、古代地方官衙の様相を考える上で重要な発見に至った。これらの調査成果をまとめた発掘調査報告書を作成し、平成29年(2017)度に刊行している。

#### (3) 国指定史跡へ


平成30年(2018)度に地権者及び関係機関等と協議を重ね、令和元年度に国の史跡指定に係る意見具申書を文部科学大臣に提出して、令和2年(2020)3月10日に国の史跡に指定された。粕屋町においては、初めての国史跡である。

# 3-2 指定の状況

## (1) 指定告示

### ■官報告示(史跡指定)

令和2年(2020)3月10日に発行された官報を以下に掲載する。文部科学省告示第17号の告示において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づき、阿恵官衙遺跡が史跡に指定されたことが記されている。



官報

(号 外)

独立行政法人国立印刷局

目次

○放送法施行規則の一部を改正する省令(総務七)

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令(同八)

○衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準(同九)

○意匠法施行規則の一部を改正する省令(経済産業一四)

(告 示)

○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件(総務五九)

○基幹放送普及計画の一部を変更する件(同六〇)

○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件(同六一)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者を指定する件の一部を改正する件(外務六八)

○特別史跡に指定する件(文部科学一六)

○史跡に指定する件(同二七)

○名勝に指定する件(同二八)

○特別史跡に地域を追加して指定する件(同一九)

○特別天然記念物に地域を追加して指定する件(同二〇)

○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同二二)

○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件(同二二)

○史跡に地域を追加して指定する件(同二三)

○記念物を登録記念物に登録する件(同二四)

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件(同二五)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働六八)

○農産物規格規程の一部を改正する件(農林水産五四)

○文部科学省告示第十六号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる史跡を特別史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年三月十日 文部科学大臣 萩生田光一

名	称	関	係	告	示
埼玉古墳群		昭和十三年文部省告示第二百九十二号、昭和十二年文化財保護委員会告示第五十八号、平成元年文部省告示第四百三十七号、平成二十五年文部科学省告示第四百九十七号及び平成三十年文部科学省告示第九十五号			
阿恵官衙遺跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字原野阿恵原	一三二番一、一四三番			
	同 大字阿恵字熊寄	一九三番、一九四番			
	同 大字阿恵字天神	二五五番三、二五五番四、二五六番三、二五九番一、二五九番五、二五九番六、二六四番一、二六四番三、二六九番			
	同 大字仲原字熊寄	二四二番一、二四二番三、二四二番四			
	同 大字仲原字ムタ	右の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字野中一八番と同大字仲原字熊寄二二六番、同大字阿恵字天神二五九番五と同大字阿恵字天神森二六四番三に挟まれるまでの水路敷を含む			
杵築城跡	大分県杵築市大字杵築字本丸	一番、一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、二番二番、三番一、三番二			
	同 字ツルノ二ハ	四番二、四番四、四番七、四番八			
	同 字ムマヤ	六番三、六番四、六番五、六番七			
	同 字多門	二番一、一四番			
	同 字堀	一五番一、一五番三、一五番四、一五番五、一五番九、一五番一〇、一五番二七、一五番二八、一五番三〇、一五番三一、一五番三二、一五番三三、一五番三六、一五番三七、一五番三九、一五番四〇、一五番四一、一五番四二、一五番四三、一五番四四、一五番四五、一五番四六、一五番四七、一五番四八、一五番四九、一五番五〇、一五番五一、一五番五二、一五番五三、一五番五四、一五番五五、一五番五六、一五番五七、一五番五八、一五番五九、一五番六〇、一五番六一、一五番六二、一五番六三、一五番六四、一五番六五、一五番六六、一五番六七、一五番六八、一五番六九、一五番七〇、一五番七一、一五番七二、一五番七三、一五番七四、一五番七五、一五番七六、一五番七七、一五番七八、一五番七九、一五番八〇、一五番八一、一五番八二、一五番八三、一五番八四、一五番八五、一五番八六、一五番八七、一五番八八、一五番八九、一五番九〇、一五番九一、一五番九二、一五番九三、一五番九四、一五番九五、一五番九六、一五番九七、一五番九八、一五番九九、一五番一〇〇			
	同 字城山				
	同 字シカタ				

○文部科学省告示第十七号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年三月十日 文部科学大臣 萩生田光一

名	称	所在地	地	城
阿恵官衙遺跡		福岡県糟屋郡粕屋町大字原野阿恵原	一三二番一、一四三番	
		同 大字阿恵字熊寄	一九三番、一九四番	
		同 大字阿恵字天神	二五五番三、二五五番四、二五六番三、二五九番一、二五九番五、二五九番六、二六四番一、二六四番三、二六九番	
		同 大字仲原字熊寄	二四二番一、二四二番三、二四二番四	
		同 大字仲原字ムタ	右の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字野中一八番と同大字仲原字熊寄二二六番、同大字阿恵字天神二五九番五と同大字阿恵字天神森二六四番三に挟まれるまでの水路敷を含む	

■官報告示(管理団体)

令和2年(2020)7月22日に発行された官報を以下に掲載する。文化庁告示第58号の告示において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定により、阿恵官衙遺跡を管理すべき地方公共団体として、粕屋町が指定されたことが記されている。

<p>六</p> <p>内閣 内閣法制局 宮内庁 消費者庁 法務省 公安調査庁 最高裁判所</p> <p>(人事異動)</p> <p>(国会事項)</p> <p>(国会議事)</p> <p>(沖縄総合事務局二七)</p> <p>○都市計画に関する件 (九州地方整備局六九)</p> <p>○道路に関する件 (北陸地方整備局六〇)</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六、一五九)</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六、一五九)</p>	<p>五</p> <p>○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一五五)</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六、一五九)</p> <p>○高速自動車国道に関する件 (国土交通七四三)</p> <p>○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件 (経済産業一五八)</p> <p>○肉用子牛生産安定等特別措置法第五條第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 (農林水産一四〇二二)</p>	<p>四</p> <p>○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件(文化庁五八、六〇)</p> <p>○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件(同六一)</p> <p>○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件(同六二)</p> <p>○肉用子牛生産安定等特別措置法第五條第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 (農林水産一四〇二二)</p> <p>○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件 (経済産業一五八)</p> <p>○高速自動車国道に関する件 (国土交通七四三)</p> <p>○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一五五)</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六、一五九)</p>	<p>一 名称 アサヒビル株式会社</p> <p>二 住所 東京都中央区京橋三丁目七番一号</p> <p>三 当該認定を取り消した特定容器の種類</p> <p>○財務省 ○環境省 ○経済産業省告示第一号</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。</p> <p>令和二年七月二十二日</p> <p>財務大臣 麻生 太郎 環境大臣 梶山 弘志 経済産業大臣 小泉進次郎</p>																																																																	
<p>上</p> <p>○文化庁告示第五十八号 文化財保護法(昭和二十五年法律第百十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。</p> <p>令和二年七月二十二日</p> <p>文化庁長官 宮田 亮平</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定告示</th> <th>形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小山崎遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>磯浜古墳群</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>上野国多胡郡正倉跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>環境省</td> </tr> <tr> <td>神明貝塚</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>午王山遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>光明山古墳</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>安宅氏城館跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>大元古墳</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>讃岐国府跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>釜塚古墳</td> <td>昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>阿恵官衙遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>杵築城跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>阿多貝塚</td> <td>令和二年文部科学省告示第二十四号</td> <td>財務省</td> </tr> </tbody> </table> <p>下欄</p> <p>地方公共団体名</p> <p>遊佐町(山形県) 大洗町(茨城県) 高崎市(群馬県) 春日部市(埼玉県) 和光市(埼玉県) 浜松市(静岡県) 白浜町(和歌山県) 益田市(鳥根県) 坂出市(香川県) 糸島市(福岡県) 粕屋町(福岡県) 杵築市(大分県) 南さつま市(鹿児島県)</p>	名称	指定告示	形状	小山崎遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	磯浜古墳群	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	上野国多胡郡正倉跡	令和二年文部科学省告示第十七号	環境省	神明貝塚	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	午王山遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	光明山古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	安宅氏城館跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	大元古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	讃岐国府跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	釜塚古墳	昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号	財務省	阿恵官衙遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	杵築城跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省	阿多貝塚	令和二年文部科学省告示第二十四号	財務省	<table border="1"> <thead> <tr> <th>素材</th> <th>色</th> <th>容量</th> <th>重量</th> <th>用途</th> <th>形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス</td> <td>茶色</td> <td>三三四ミリリットル</td> <td>二六〇グラム</td> <td>ビール用</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>茶色</td> <td>一、九五七ミリリットル</td> <td>一、二九〇グラム</td> <td>ビール用</td> <td>財務省</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>茶色</td> <td>一、九五七ミリリットル</td> <td>一、二九〇グラム</td> <td>ビール用</td> <td>財務省</td> </tr> </tbody> </table>	素材	色	容量	重量	用途	形状	ガラス	茶色	三三四ミリリットル	二六〇グラム	ビール用	財務省	ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省	ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省
名称	指定告示	形状																																																																		
小山崎遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
磯浜古墳群	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
上野国多胡郡正倉跡	令和二年文部科学省告示第十七号	環境省																																																																		
神明貝塚	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
午王山遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
光明山古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
安宅氏城館跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
大元古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
讃岐国府跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
釜塚古墳	昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号	財務省																																																																		
阿恵官衙遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
杵築城跡	令和二年文部科学省告示第十七号	財務省																																																																		
阿多貝塚	令和二年文部科学省告示第二十四号	財務省																																																																		
素材	色	容量	重量	用途	形状																																																															
ガラス	茶色	三三四ミリリットル	二六〇グラム	ビール用	財務省																																																															
ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省																																																															
ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省																																																															

官報(令和2年(2020)7月22日発行)より抜粋

## ■ 指定内容

指定名称： あえかんが 阿恵官衙遺跡  
遺跡の種類： 史跡  
指定年月日： 令和2年3月10日  
告示番号： 令和2年文部科学省告示第17号  
所在地： はるまち あえばる 福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原132番1他  
指定面積： 45,376.04 m<sup>2</sup>  
[所有者内訳]  
民有地(地権者1名) 40,958.00 m<sup>2</sup>  
福岡県有地 3,313.24 m<sup>2</sup>  
粕屋町有地 1,104.80 m<sup>2</sup>  
指定基準： 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

## (2) 指定説明文とその範囲

### ■ 指定理由

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号[平成7年3月6日文部省告示第24号改正]）に述べる「史跡左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」のうち、「二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」であることによる。

### ■ 指定説明文

粕屋平野の中央部、須恵川下流の標高6～8mの微高地上に立地する古代糟屋評(郡)の役所跡。糟屋評は698年に製作された国宝みょうしんじほんしやう妙心寺梵鐘(京都府)の銘に「糟屋評造春米かすやのおりのみやつこつきしねの連むらしひろくに廣國」とあることから、7世紀末の評造の名が分かる数少ない例としても注目される。また、遺跡の北方を北東から南西方向に向けてさいかいどうえきろ西海道駅路が通過する交通の要衝にもあたる。九州大学附属原町農場の移転に伴う発掘調査で、敷地の中央部を東西に延びる幅約100mの微高地上に、ひやうぐん が せいちやう しょうぞう評(郡)衙の政庁跡、正倉群、西海道駅路から分岐する道路跡などを検出した。7世紀後半に成立した政庁は2度の改変を経て8世紀中頃に廃絶するが、正倉群は7世紀後半から順次、建てられ、政庁が廃絶する8世紀中頃から後半にも建物主軸方位を正方位とする正倉が建築されることなどが明らかになった。政庁、正倉といった官衙を構成する施設が良好な状態で検出されるとともに、西海道駅路等の道路網との関係など官衙の立地環境が判明した。また、成立は評の段階まで遡り、8世紀後半までその変遷をたどることができるなど、地方官衙の立地や成立時期、変遷を考える上で重要である。

(令和元年(2019)11月15日文化庁報道発表資料「史跡等の指定等について」)



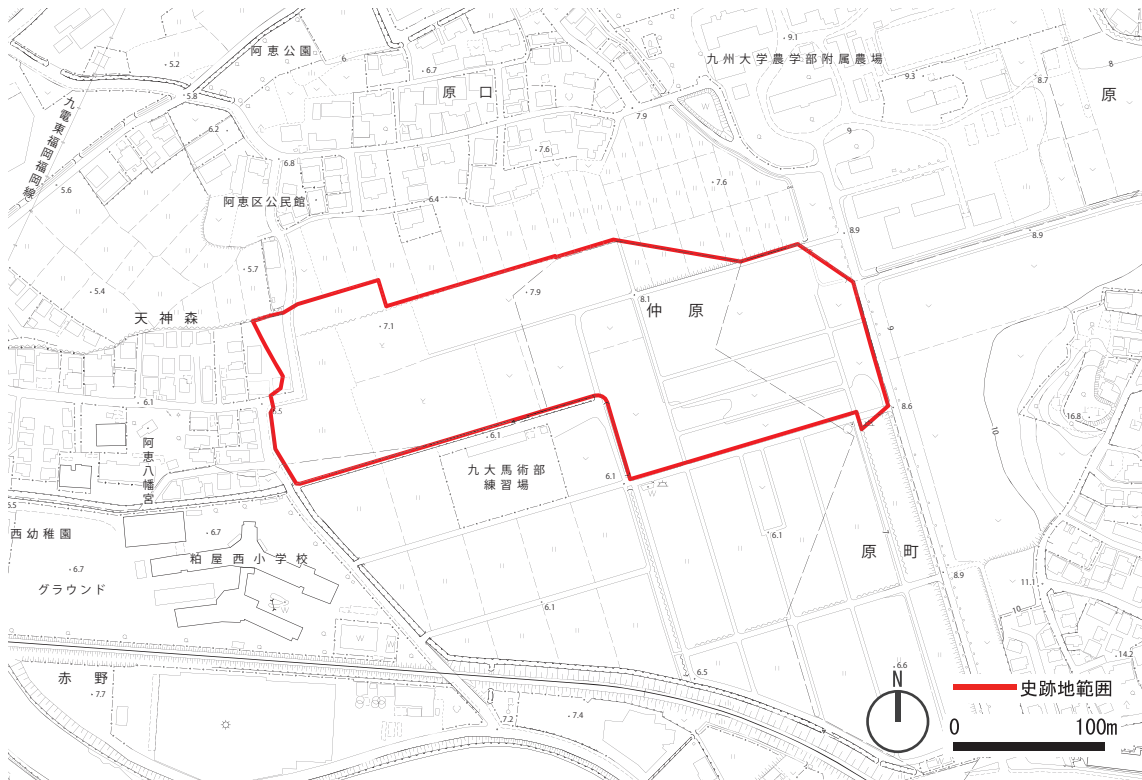


図3-2-1 国指定範囲図

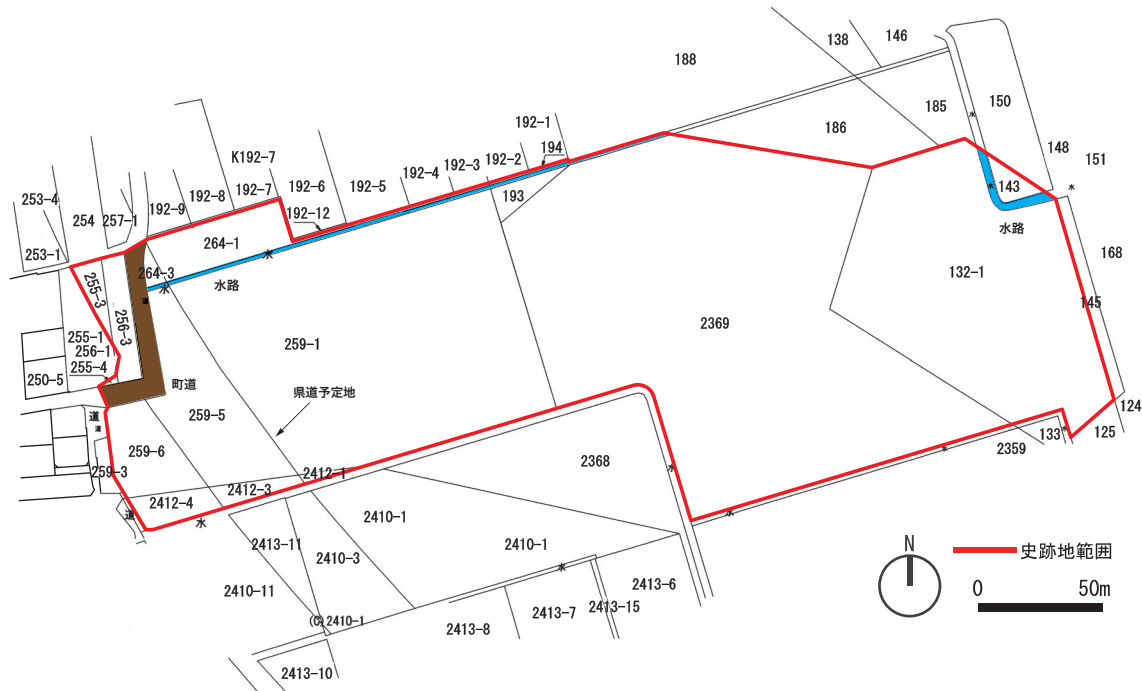


図3-2-2 地籍集合図

### (3) 指定に至る調査成果

#### ① 自然的調査

本史跡が位置する博多湾東岸は、多々良川、須恵川、宇美川が河口付近で合流し、古代においては入り江状の内海を形成していた。当時の推定海岸線から須恵川を約2km遡上した微高地上に本史跡が立地する。この微高地は、乙犬丘陵<sup>おといぬ</sup>から派生する舌状丘陵の最西端に位置するものであり、南北100m前後、東西約900mの細長い微高地の上に、政庁と正倉が展開している。8世紀の中頃以降に官衙建物の方位が正方位に変化するまでは、条里の方位ではなく、微高地の地形に沿って官衙が造営されている。

本史跡は須恵川から約300mの至近距離にあり、水運を利用した物資集積が可能な環境にある(図3-2-5)。

#### ② 歴史的調査

本史跡が所在する九大農場は、大正10年(1921)に整備され、以来農業実習教育および農学研究に利用されている。228,499㎡におよぶ広大な敷地は、町域の中心部からやや福岡市側に寄った市街地のなかに位置し、農場内だけが開発の波から隔離された環境にある。つまり、農場内は古代の景観を今に残しており、その景観とともに、糟屋評(郡)衙<sup>かすやひょう ぐん が</sup>の政庁と正倉の全体像が把握できる状態で発見されたことに阿恵遺跡の大きな特徴がある。

官衙が機能していた期間は、出土遺物により7世紀後半から8世紀代と考えられ、評制から郡制への移行期にあたる。糟屋評<sup>かすやのこおり</sup>については、698年製作の国宝妙心寺梵鐘<sup>みょうしんじほんしやう</sup>(京都府)の銘文より、春米連廣國<sup>つきしねのむらじひろくに ひようぞう</sup>という評造名が判明している。まさに、阿恵官衙遺跡の政庁で春米連廣國が政務を執りおこなっていたのである。文字資料により評造の人物名が明らかな評衙が、発掘調査によって特定されたという歴史的価値のある官衙遺跡といえる(図3-2-3)。

古代の役所の中心的な施設となる政庁<sup>せいちょう</sup>は、約55m四方の大きさで、周囲に細長い建物を配置することで施設内部の儀礼空間と外部を区画する構造である。政庁は一度建て替えが行われた後、8世紀の前半には廃絶され、郡の役所が他所へ移転したことが分かる。また、政庁の東には15棟の正倉群<sup>しょうそう</sup>があり、建物群の配列方位の違いをもとに、政庁建物と同じ方位の一群から東西南北を向く方位の一群に増築が行われたことも明らかとなった。正倉群は、政庁が移転した後も8世紀後半まで引き続き管理されている。さらに、政庁、正倉という官衙の主要施設に加え、西海道駅路<sup>さいかいどうえきろ</sup>と交差する新たな古代道路を確認し、その交差する地点に糟屋評(郡)衙が立地していることが明らかになった(図3-2-6)。

このように古代の地方官衙の全体像を把握できるとともに、官衙と古代交通の立地環

境も判明し、官衙の成立時期やその変遷を考える上で重要な遺跡である。

また、正倉の東約 200m の地点に、6 世紀後半とみられる推定全長 75m ほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳（福岡市）と同時期・同規模であることから、ミヤケから評へと地方支配体制が変革を迎える時代の貴重な事例といえる（図 3-2-8）。

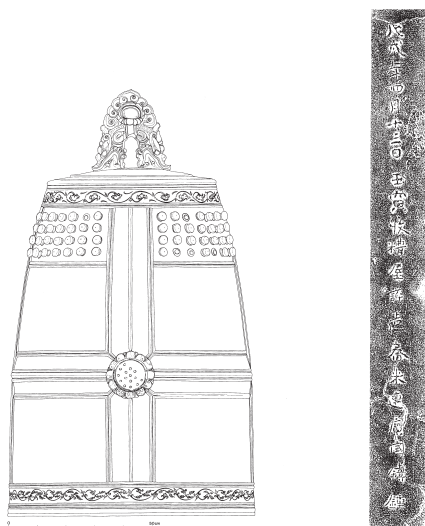


図3-2-3 京都妙心寺梵鐘と梵鐘銘



図3-2-4 正倉群空撮(西上方から)

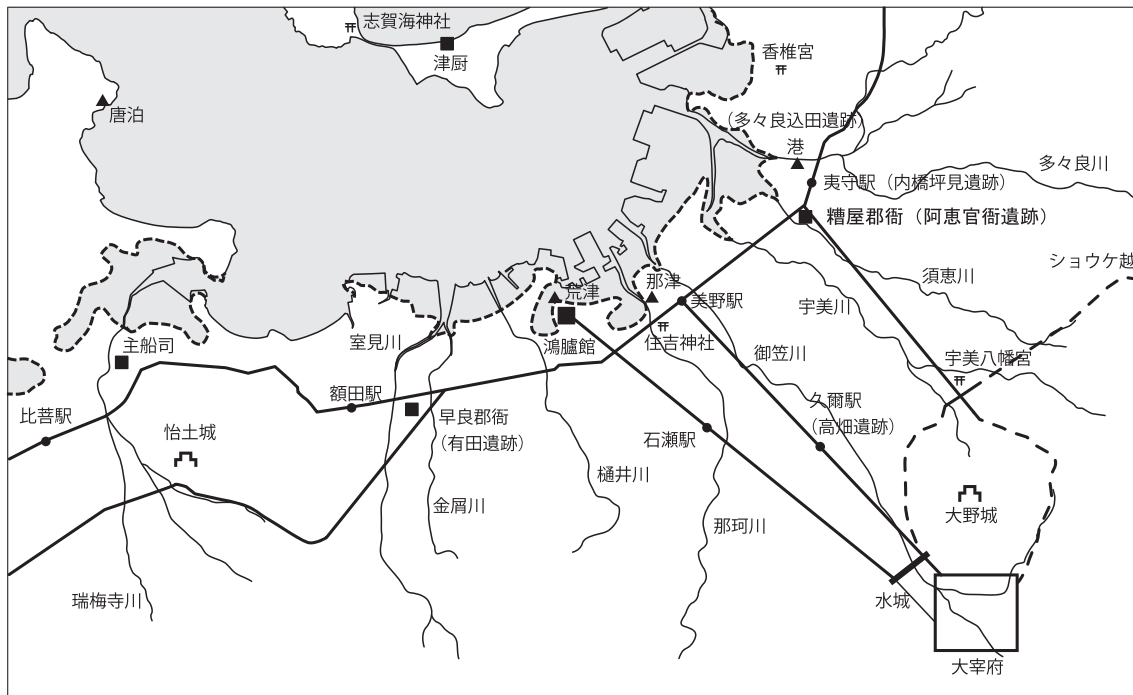


図3-2-5 博多湾沿岸の官衙関連遺跡

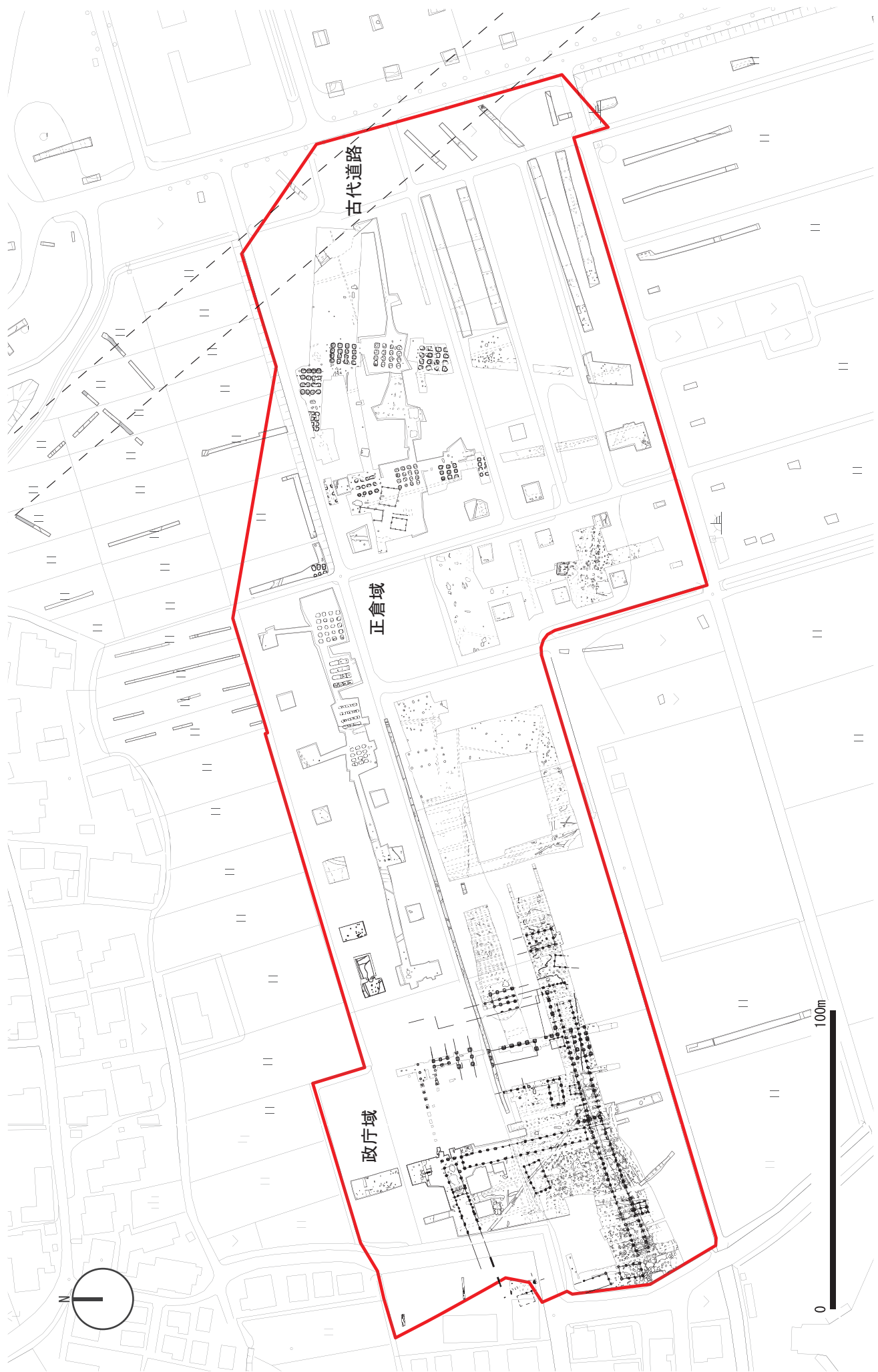


图3-2-6 阿惠官衙遺跡遺構配置図



#### (4) 指定地の状況

指定地の所有区分は、民有地(地権者1名)、福岡県、粕屋町の3つとなっており、管理者は阿恵農区、管理団体は粕屋町となっている(表3-2-1、図3-2-7)。

表3-2-1 所有区分と地番

区分	地番
民有地(地権者1名)	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原132番1、143番、同大字阿恵字熊寄193番、194番、同大字阿恵字天神森259番1、259番6、264番1、同大字仲原字熊寄2369番、同大字仲原字ムタ田2412番1、2412番4
福岡県有地	福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字天神森255番3、255番4、256番3、259番5、264番3、同大字仲原字ムタ田2412番3
粕屋町有地	上記の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字野中188番と同大字仲原字熊寄2369番に挟まれ同大字阿恵字天神森259番5と同大字阿恵字天神森264番3に挟まれるまでの水路敷を含む。

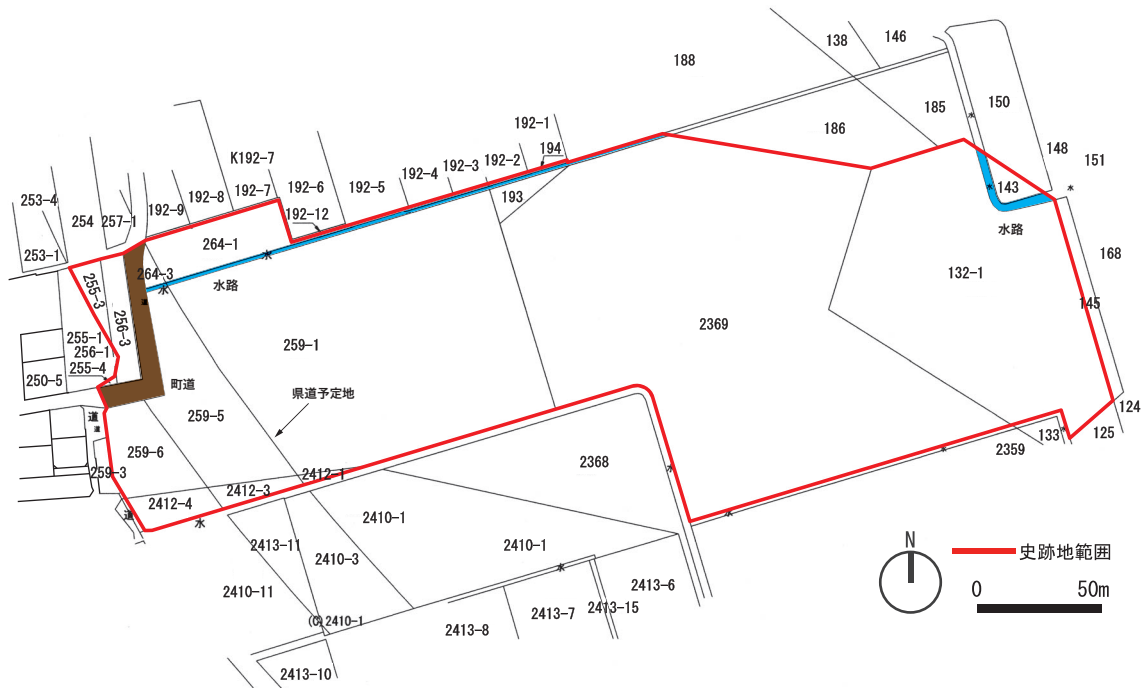


図3-2-7 阿恵官衙遺跡周辺地籍図

#### ■管理者

管理者： 阿恵農区

管理物件： 水路

#### ■管理団体の指定

管理団体： 粕屋町

所在地： 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

管理団体の指定年月日： 令和2年7月22日

告示番号： 令和2年文化庁告示第58号



図3-2-8 阿恵自衛遺跡周辺図